

広島県教育委員会会議録

令和 2 年 3 月 1 6 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和2年3月16日（月） 13：00開会
15：07閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	長谷川信男
管理部長	池田克輝
教育部長	福嶋一彦
乳幼児教育・教育支援部長	池田肇
参与	生田徳廉
理事	榊原恒雄
総務課長	江原透
秘書広報室長	山崎真紀
教職員課長	山田哲也
文化財課長	白井比佐雄
学校経営支援課長	山本聖典
高校教育指導課長	竹志幸洋

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第1号議案 広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正について	1
日程第3	第4号議案 広島県重要文化財の指定について	7
日程第4	報 第1号 令和2年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	9
日程第5	第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正及び広島県教育委員会訓令の制定について	10
日程第6	第3号議案 教職員人事について	10

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、志々田委員、近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどよろしく願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますので、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第2号議案及び第3号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： ただ今細川議員の発議について、採決いたします。

第2号議案の広島県教育委員会規則の一部改正及び広島県教育委員会訓令の制定について、第3号議案の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第2号議案、第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正について

平川教育長： それでは、第1号議案、広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正について審議いたしますが、改正する規則等が複数ありますので、担当ごとにまとめて説明させていただきます。

それでは、第1号議案の1から3について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 議案の具体的な説明に入ります前に、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度が導入されること等につきまして、その概要を御説明申し上げます。お手元に参考資料としてお配りさせていただいております総務省作成資料「会計年度任用職員制度について」をお願いいたします。

1 ページ目の下段の表は、地方公務員の職につきまして、任用根拠別に現行制度をまとめたものでございます。この度の見直しにつきましては、表の右側、「臨時・非常勤職員」について、臨時的任用の厳格化や会計年度任用職員制度の創設などがなされたものでございます。

2 ページをお願いいたします。上段の点線枠囲みの中に、臨時・非常勤職員数の推移がございまして、こちらにございまして、近年の多様化する行政需要に対応するために、全国的に臨時及び非常勤の地方公務員が増加し続けてきた状況がございまして、一方で、現行の地方公務員法におきましては、いわゆる嘱託員のような勤務形態の非常勤職員について、取扱いが明確に定められていないため、それぞれの地方公共団体において、取扱いがばらばらとなっているという課題がございました。また、臨時的任用職員につきましても、本来緊急の場合等に選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度とされておりまして、こうした趣旨に沿わない運用が見られる状況がございました。

こうした状況を受けまして、2 ページの下段にございまして、非常勤の地方公務員の任用等に関する規定を整備するために法律が改正されまして、来年度から会計年度

任用職員制度が導入されることになってございます。

また、2の地方自治法の一部改正にございまして、これまで地方の非常勤職員は国と異なりまして、労働者性が高いものであっても、期末手当を支給できないなどの課題があったことから、この新たな会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給を可能とするなどの規定の整理が行われたところでございます。

また、臨時的任用職員につきましては、その対象につきまして、国と同様に「常勤職員に欠員が生じた場合」に厳格化をするということになってございます。

それでは、この法の改正の影響を受けまして、改正を行う3件の教育委員会訓令につきまして御説明を申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程の一部を改正する訓令について御説明を申し上げます。

職員のサービスの宣誓につきましては、条例により「新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、サービスの宣誓をする」とこととされておりまして、この訓令では、その「上級の公務員」を定めてございます。

先ほど御説明申し上げましたとおり、臨時的任用職員の任用が厳格化されることを踏まえまして、臨時的任用職員がサービスの宣誓を行う際の「上級の公務員」につきまして、正規職員等の場合と同様に扱うこととするために規定の整理を行うものでございます。

続きまして、第1号議案の2の1ページをお願いします。

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

この訓令は、本庁、地方機関及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員に係る勤務時間及び休暇等に関して必要な事項を定めているものでございます。非常勤の会計年度任用職員は、常勤の正規職員等と同様に、一般職に位置付けられることとなりますけれども、常勤の正規職員等とは勤務時間等の制度に違いがあることから、この訓令の対象者から会計年度任用職員を除くための規定の整理を行うということになってございます。

なお、会計年度任用職員に係る勤務時間及び休暇等に関して必要な事項につきましては、別途整備する予定としてございます。

続きまして、第1号議案の3の1ページをお願いします。広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

この訓令は、本庁、地方機関及び学校以外の教育機関に勤務する職員の人事評価に関して必要な事項を定めているものでございます。

この度、臨時的任用職員の任用が厳格化されることを踏まえまして、現在、除外対象となっている臨時的任用職員につきまして、正規職員等と同等に、人事評価の対象となるよう規定の整理を行うものでございます。

説明は以上でございまして、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第1号議案の1から3の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 議案ではないのですが、最初に説明いただいた会計年度任用職員制度についての2ページ目のところです。「処遇上の課題」の課題3のところに書いてある「労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができない」という、この「労働者性の高い」というのはあまり聞かない言葉のように思うのですが、それはどういう意味ですか。

江原総務課長： 同一の労働を行っている者に関しては同一の賃金を支払うということになってございます。一般職員同様に業務を行っていながらも期末手当の支給がされていないという場合において、この度の整理をするということになってございます。

中村委員： つまり、やってもらっている仕事のレベルが高いのにと。

江原総務課長： 非常勤という形だと特別のこの職という形で任用する場合なのですが、朝の10時から4時までという通常の勤務みたいな形で毎日来る場合は、業務自体も一般職員とあまり変わらないような業務をしているということによって労働者性が高いということなんです。

近藤委員： そもそものところをもう一度教えてもらいたいのではございますけれども、臨時的任用職員の方と非常勤職員の方というのが現行ではいらっちゃって、臨時的任用職員の方を会計年度任用職員とする法改正になるのですか。

江原総務課長： ちょっと分かりにくいのですが、お配りした総務省資料の1ページの表の右側、「臨時・非常勤職員」というのがございまして、この特別職非常勤職員と一般職非常勤職員、それから臨時的任用職員、3種類ございまして、この特別職非常勤職員と臨時的任用職員の、1と3を厳格化することをもって、2を含めた残りの部分を会計年度任

用職員と定めるということになってございます。具体的には、2ページにも少し触れておりますけれども、課題1にございますように、特別職非常勤職員に関しては、本来、専門性が高いものということになっておりますので、厳格化するという。臨時的任用職員につきましても、本来、緊急の場合等に選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度ということになってございますけれども、そういった厳格化をすると。残りの部分につきましては、会計年度任用職員と定めるということになってございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件について終わらせていただきます。
第1号議案の1から3のそれぞれについて採決いたします。
第1号議案の1に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。
続きまして、第1号議案の2に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。
続きまして、第1号議案の3に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。
続きまして、第1号議案の4から7について、山田教職員課長、説明をお願いいたします。

山田教職員課長： 広島県立高等学校等管理規則の一部改正及び広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令の一部改正について説明をいたします。

改正の内容は、3点でございます。

1点目は、県立広島叡智学園中学校及び高等学校において、令和2年4月から図書・メディアセンターの供用が開始されることにあわせ、学校図書に関する専門的職務をつかさどり、生徒の主体的な学びの育成に関する支援を行うことを目的とした「学校司書」の職を新たに設置することといたしました。この学校司書は、広島県立高等学校等管理規則第10条に追加し、併せてその職務についての規定の整備を行います。

2点目は、学校司書の設置に伴い、求められる標準的な職務の遂行能力について定めるものでございます。広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令第3条及び関係する別表へ、学校司書に求められる標準的な職務の遂行能力を追加するものでございます。

3点目は、総務課が所掌しております広島県教育委員会職の設置に関する規則の改正に併せての改正でございます。

令和2年4月1日から会計年度任用職員の導入に伴い、これまで設置してきた非常勤職員については、教育長が別途要綱を制定することにあわせ、広島県立高等学校等管理規則第10条第2項に定める非常勤職員に係る規定を削除するものでございます。

続きまして、第1号議案の5により、会計年度任用職員制度の導入に伴う県立学校の職員の勤務時間等に係る訓令の一部改正について御説明いたします。

(1) 県立学校職員の勤務時間に関する訓令及び(2) 職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令は、県立学校の一般職の職員の勤務時間等について定めるものでございますが、令和2年度から、同じく一般職の職員となる会計年度任用職員につきましても、非常勤の職員となりますので、その他一般職の職員とは勤務時間に係る制度が異なる

るものでございます。このことから、訓令を一部改正し、会計年度任用職員を適用対象としないための規定を整備する必要があります。

また、施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

続いて、第1号議案の6の職員の旅費の支給に関する規程の一部改正につきまして説明いたします。

地方公務員法の一部改正に伴い、臨時的任用職員の給与については、任期の定めのない常勤職員と同様に扱うこととなりました。これを踏まえ、県議会12月議会で職員の給与に関する条例の一部が改正され、令和2年4月1日から、臨時的任用職員の給与について、任期の定めのない常勤職員と同様の取扱いになったことを踏まえ、関係する規定が削除されるものでございます。また、今まで臨時的任用職員の赴任に係る旅費を支給する場合は、着後手当を支給しておりませんでしたので、臨時的任用職員についても着後手当を支給できるよう改正するものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日としております。

続きまして、最後になりますが、第1号議案の7、へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について説明いたします。

へき地における教育水準の向上を目的とする、へき地教育振興法によりまして、へき地学校等に勤務する教職員に対しては、へき地手当等を支給しなければならないこととされております。本県におけるへき地学校等につきましては、このへき地学校等の指定基準及び指定に関する規則により指定し、へき地手当等を支給しているところでございますが、市町立学校の統廃合に伴い、へき地学校等を指定しております規則の別表を改正する必要があります。

対象となる市町は、安芸高田市でございます。安芸高田市立来原小学校及び安芸高田市立船佐小学校が廃止され、安芸高田市立高宮小学校に統合されます。この見直しの結果、令和2年度におけるへき地学校等の総数は、現在の66所属から65所属に減少することとなります。

なお、これらの規約改正の期日につきましては、本年4月1日としております。

第1号議案4から7の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第1号議案の4から7の説明対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 第1号議案の4ですが、県立学校に学校司書という職を設置するということですが、これは、まずは広島叡智学園に学校司書を配置するということですが、その他の学校にもいずれ配置することがあるということですか。

山田教職員課長： 先ほど申し上げたように、学びの変革推進のために、特に広島叡智学園に必要であると。設置のタイミングとして、図書・メディアセンターの供用開始ということでやっているところでありますが、広島叡智学園が学びの変革を先導する学校ですので、そういう研究成果を将来的には県立学校全部に広げていく必要もあると考えております。現在のところは、司書教諭が図書館の整備をやっているという部分が主でありますけれども、そういったところが今回の配置によってどういった効果が得られるのかという部分が重要と考えておりますので、そういったことも将来的には視野に入れながら、研究してまいりたいと考えております。

菅田委員： ちょっと勉強不足なのですが、1号議案の6なのですが、「赴任に係る旅費を支給する場合は着後手当は支給しない」。この着後手当はどのような手当なのか。

山田教職員課長： 赴任に伴う住所又は住居の移転のために移転先以外の場所で宿泊した場合などに、要はホテル代であったりとか、こういったものを支給するものでございます。

志々田委員： 学校司書を配置するというのはとても良い試みだと思いますし、単なる本を貸し出すだけではなくて、メディアセンターという機能をかなり意識しながら置かれるのだと思うのですが、来年からということは、もう既にお願ひできそうな方がいらっしゃるということでしょうか。

江原総務課長： 選考試験を終えたところでございます。

志々田委員： 採用試験のときに学校司書で募集したということでしょうか。

江原総務課長： そのとおりでございます。

志々田委員： 人が増やされるとか、いろいろな機能が增やされるとことは、なかなか今の学校の現状の中ではないので、是非活躍して下さっている人の姿を見ていただけるような広報とか、学校司書がいると、いかに子供たちの総合的な学習の時間や様々な教育課程

の中で効果があるのかということをしつかり検証していただければ、お金のかかることなので、どんどん増えていくとは思いませんけれども、やはりその機能が評価されれば、子供たちの学びにとって必要な学校司書の役割がはっきりするので、是非とも検証していただければと思います。意見です。

細川委員： 7番目のへき地学校等のことですが、今回の統廃合に伴った見直しというのは理解しているところでございます。この改正前の学校名を見ますと、昭和34年の文部省令ということになっているのですが、その後、この規則について見直しはございましたか。

山田教職員課長： へき地教育振興法というのは、昭和29年6月1日から施行されているところであります。その後に見直されております。

細川委員： それから60年余りたっているわけですが、ここに書かれている学校で、私としては、いわゆるへき地という感じがしない学校もありますし、これより別にもあるのではないかと、逆にそういう感じもしているところでありまして、その辺のところは、へき地という基準によってここに挙げられていると思うのですが、国道が改良されて、あと2年か3年すると、今よりもはるかに短時間で到着できる学校もございます。そういう中で、60年間ずっとこの学校がここに挙がっていたのですが、今後そういう時代の流れとか、道路改良とかによって見直される可能性はあるのでしょうか。

山田教職員課長： 委員が言われたように、交通の状況とかは、60年の間で変わっているところであります。そもそも、へき地教育振興法というのが、へき地における教育の機会均等という水準の向上を図るという目的を持ったもので、へき地における人材を確保するための手当という意味合いがあります。全県の教育の水準が一定に保たれるという意味合いにおいて、我々も全県一円に教職員を適材適所に配置をしていくことであつたりとか、そうしたことで広島県全域の教育が上がるように考えていきたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
第1号議案の4から7のそれぞれについて採決いたします。
第1号議案の4に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。
続きまして、第1号議案の5に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。
続きまして、第1号議案の6に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。
続きまして、第1号議案の7に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。
第1号議案の8と9につきましては、学校経営支援課と高校教育指導課からまとめて説明させていただきます。

それでは、第1号議案の8について、山本学校経営支援課長、説明をお願いいたします。

山本学校経営支援課長： 第1号議案の8によりまして、広島県立学校における運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について御説明をいたします。

学校運営協議会を規定しております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして規則の一部を改正するものでございます。

資料の2ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

今回改正いたしますのは、法律における学校運営協議会に関する規定が第47条の6から第47条の5に改正されるものでございまして、第1条のほか、第2条第2項、第9条及び第10条の条文の中の地方教育行政の組織及び運営に関する法律「第47の6」を「第47の5」と改めるものでございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： 続きまして、第1号議案の9について、竹志高校教育指導課長、御説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： 第1号議案の9によりまして、広島県立高等学校学則の一部改正について御説明いたします。

この度の一部改正は、「1 提案要旨」に記載しておりますとおり、令和2年4月1日に施行される民法の改正により、保証に関する規定が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

民法の改正内容につきましては、資料2ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、上段の改正案の中ほど、第465条の2の第2項にありますとおり、改正後の民法におきましては、極度額の定めのない個人根保証契約は無効となります。「極度額の定めのない」とは、上限の金額が定まってないことを指し、「根保証」とは、一定の範囲に属する不特定の債務を指すことから、保証人となる時点ではどれだけの金額の債務を保証するかが分からない場合などが該当いたします。

具体的には、資料4ページを御覧ください。県立高等学校への入学者につきましては、保護者等から誓約書を提出させることとしております。このうち、高等学校が授業料を徴収する一部の入学者に係る誓約書につきましては、広島県立高等学校学則施行細則の様式第5号の2で定めております。この様式について、改正前の様式に記載されております「その他一切の責任」の部分、極度額の定めのない個人根保証契約に該当することから、改正後のとおり「その他の一切」の部分削除する予定でございます。

また、この様式の改正と併せて、資料3ページにお示ししております従来教育委員会が授業料を徴収する者のみが提出することとしておりました様式第5号の誓約書を、高等学校が授業料を徴収する者についても提出することとし、広島県立高等学校学則の一部を改正するものでございます。

なお、学則の改正案につきましては1ページに、新旧対照表につきましては5ページにそれぞれ記載しております。

施行期日につきましては、民法改正に併せて、令和2年4月1日を予定しております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第1号議案の8と9の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 第1号議案の9の「その他一切の責任」というところなのですけれども、とにかくこの子に係ることは一切保護者が責任取りますよという意味で書いていた言葉が悪用されて、どんどん高い金額まで保証しなければならなくなるので、そういうものがある場合には必ず明示しましょうというのが民法の改正だと理解したのですけれども、そういうことは分かっているながら、保護者がこの誓約書を書くときには、これまでだと、お金のことだけではなくて、例えばその子の安全だとか、その子の人権に関わるようなこととか、そういった様々なことも含めて「一切の責任」と言ってきたのではないかなと思うのです。そういった子供の人権や安心・安全に関わるようなところを保護者がきちんと学校と一緒に考えるというような、そういうお金とは違う価値のことについては消えないように、何か別の項目を立てるなり、何らかのストッパーがかかるようになっていきますか。

竹志高校教育指導課長： 今御意見頂きましたとおりで、この誓約書等を出す目的は大きく二つありまして、一つは、先ほど言われました授業料等の債務をきちんと保護者若しくは連帯保証人で保証しますよということと、もう一つは、保護者に対して、生徒が高等学校在学中に法令や

校則等を逸脱することのないように、保護者として指導監督する責任ということも含めて誓約書を出しておりましたので、この度改定いたしましたも、二つの誓約書を出してもらうようにしております。一つは、今の授業料もありますけれど、学校で学ぶに当たって保護者としての責任を取ってもらうと、一緒に子育てを育てるという意味での誓約書も出してもらうということで進めております。

志々田委員： 校則を違反したので、親が悪いとか学校が悪いとかというのではなくて、一緒に子供を育てるという意味で責任を分かち合うのだということがマイルドに伝わる文言にしていればと思います。権利だとか、義務だとか、責任だとかといったことが学校と保護者の間ではトラブルになりやすいですので、その辺り、言葉をいろいろな方に御相談いただいて、マイルドに覚悟し合える、責任を背負い合えるようなそういう文言にしてください。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
第1号議案の8と9のそれぞれについて採決いたします。
第1号議案の8に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。
続きまして、第1号議案の9に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

第4号議案 広島県重要文化財の指定について

平川教育長： 続きまして、第4号議案、広島県重要文化財の指定について、白井文化財課長、説明をお願いいたします。

白井文化財課長： 広島県重要文化財の指定について御提案いたします。お手元の資料と併せて、スライドも御覧いただきながら御説明させていただきます。

広島県重要文化財の指定とは、広島県文化財保護条例第3条の規定により、県の区域内にある有形の文化財、すなわち建造物、絵画、工芸品や彫刻などのうち、本県にとって、歴史上又は芸術上の価値、あるいは学術的の価値の高い、本県の歴史と文化を語る上で欠かせない文化財を特定し、保護しようとするものでございます。

今回お諮りする木造弥勒菩薩坐像及び木造不動明王坐像・木造愛染明王坐像は、平成30年9月28日付けで所有者の福山市・明王院から申請された物件でございます。明王院にある国宝五重塔の初層に安置されており、中央が弥勒菩薩像、向かって右が不動明王像、左が愛染明王像でございます。中央の弥勒菩薩像は、像高は52.7センチメートル、表情は端正で穏やかな慈悲相で、体はバランスが整い、ゆったりとした構えに格調の高さが表されており、着衣には截金や盛り上げ彩色による文様が施され、装飾的にまとめられております。

この像は、従来、大日如来像とされておりましたが、近年、掌に穴が確認され、ここにかつて弥勒菩薩の持つ宝塔があった可能性が高いことが判明いたしました。

五重塔内の柱に描かれた36軀の仏像に弥勒菩薩像が加わることによって、密教の世界を象徴する金剛界37尊が揃うことが確認されるなど、調査研究の進展により、弥勒菩薩像であることが考えられるようになったところでございます。

左右の不動明王像、愛染明王像は、像高が30センチメートル前後と小さな像でございますが、忿怒相と言われる怒りの表情が実に繊細な彫刻技術によって表されており、肉

身や着衣には、丹念に施された華麗な彩色・文様が残っております。また、各像の彩色や文様は五重塔の創建当初、初層の壁面や天井に施された荘厳画と共通するものが多いことから、この3体の仏像の制作年代も五重塔の創建された南北朝時代、1348年に近い時期の制作と見られるようになったところでございます。

この弥勒・不動・愛染の3体の組み合わせは、現時点で県内唯一の作例であるほか、弥勒菩薩像と愛染明王像は、これまで県内の国・県指定文化財の中にはございませんでした。

以上のとおり、本文化財は、彫技や装飾が繊細で巧みであり、仏師の高い技術と優れた造形感覚による制作優秀な作例であるとともに、南北朝時代創建の国宝五重塔と共通する制作当初の装飾が良好に残る稀少な像種の組み合わせであり、本県の歴史文化を語る上で貴重な資料に位置付けられることから、広島県重要文化財に指定することがふさわしいと判断いたしました。

なお、本件指定については、令和2年2月10日付けで広島県文化財保護審議会から適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。
- 中村委員： せっかくなので、今回指定に至る経緯と言いまししょうか、きっかけのようなものがあつたら教えていただけますか。
- 白井文化財課長： 大日如来像から弥勒菩薩像への見直しが、平成31年3月に論文として公表されまして、それをもちまして、所有者の明王院の方から、価値が高いのではないかとということで申請を受けたところでございます。
- 菅田委員： 明王院は結構古くて、重要文化財の十一面観音像があります。それ以外に、最近、歌の上手な人。
- 白井文化財課長： 三十六歌仙ですか。
- 菅田委員： 三十六歌仙。あれらの文化財指定はどうなっているのですか。
- 白井文化財課長： 現時点では、国や県の指定にはなっておりません。市指定になっているかどうかは私どもの方では現在把握していないのですけれども、今のところ、そういう国や県の指定にしてほしいといった要望はいただいておりません。
- 志々田委員： 弥勒菩薩像のところにあつた宝塔はどこへ行ってしまったのでしょうか。
- 白井文化財課長： 分かりません。
- 中村委員： 県の重要文化財の指定というのは、所有者等から申請があつて、調査して指定に至るケースが多いということですか。
- 白井文化財課長： 御指摘のとおりでございまして、私どもの方でも、一覧は作成いたしておりますが、原則的には所有者の申請を待つてということになっております。
- 近藤委員： 五重の塔自体は、一般の人も見られると思うのですけれども、この像は一般の人が普通に見られる状態にあるのですか。
- 白井文化財課長： 基本的には安置されているだけで見ることはできませんが、一定の公開日が定められておりますので、そのときには御覧いただくことができます。
- 菅田委員： 先ほどのことに関連して、三十六歌仙も外部の人がたまたま見付けられて、これは価値あるものですよということで住職の方も驚いたということなので、実際ああいうところに住職さんが認識していない歴史的価値があるものも埋もれていると思うので、そういうところは、県が主体的に調査するというのを今後されるべきではないかなと思うのですけれども、いかがですか。
- 白井文化財課長： 国指定、県指定、指定に至る以前の文化財につきましても、既に平成元年、広島県立歴史博物館によって悉皆調査が行われておりまして、そのデータを私どもの方も共有いたしております。
- 細川委員： 今回のこの明王院の坐像が県の文化財指定になるわけですが、この坐像に限らず、県のそういう文化財に指定をされたものが県内の小・中・高校生にどのように伝えられて、また、勉強していただくのかということがございましたら教えていただきたいのですけれども。
- 白井文化財課長： 現時点では、歴史博物館、歴史民俗資料館の学芸員が郷土学習の一環で学校に依頼を受けて出向いて行って説明するといったことがほとんどでございまして、今後更にそれを充実させるということを検討したいと考えております。
- 平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報 第 1 号 令和 2 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平川教育長： 続きまして、報第 1 号、令和 2 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 令和 2 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見につきまして御説明を申し上げます。

令和 2 年広島県議会 2 月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条により、知事から意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、教育長が臨時に代理し、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告をして承認をお願いするものでございます。

この度承認をお願いいたします議案につきましては、令和元年度教育委員会関係補正予算案についてでございます。

資料の 1 ページをお願いいたします。まず、「1 令和元年度一般会計予算」の「(1) 歳入」について御説明いたします。補正予算額といたしましては、表の横軸の中ほどの「今回補正額」欄の一番下の段、「教育委員会計」欄にございますとおり、20 億 6,000 万円余の増額となりまして、最終予算額につきましては、442 億 6,000 万円余となっております。増額の主なものといたしましては、「国庫支出金」が 11 億円余の増及び「県債」が 15 億 6,000 万円余の増となっております。これらの増要因といたしましては、資料の下、点線囲みの「要求内容」をお願いいたします。

「G I G A スクール構想の実現」に向けた I C T 基盤整備事業でございますけれども、I C T を活用した効果的な教育を実現するために、三次中学校、広島中学校、県立高等学校 81 校及び特別支援学校 16 校におきまして、校内通信ネットワーク環境を整備するものであり、補正額は 30 億 9,000 万円でございます。この事業の財源として、国庫支出金及び県債につきましては、それぞれ 15 億 4,000 万円余の増としているところでございます。

それから、続きまして、「(2) 歳出」について御説明をいたします。表の横軸中ほどの「今回補正額」の欄の一番下の段、「合計」欄にございますとおり、18 億 7,000 万円余の減額がございます。主な増減につきましては、資料の 2 ページをお願いいたします。

「(3) 歳出経費区分別内訳」により御説明いたします。まず、一番上の欄の「一般事業費」についてでございますけれども、21 億 9,000 万円余の増となっております。具体的な増減の要因につきましては、内訳の「施設整備」におきまして、先ほど申し上げました「G I G A スクール構想の実現」に向けた I C T 基盤整備事業の新規実施等によりまして 26 億 9,000 万円余の増となっております。その内訳の「その他」の欄につきましては、教育委員会ワークサポート事業や非常勤講師の報酬などの実績が見込みを下回ったことなどによりまして 4 億 900 万円余の減となっております。次の「職員給与費」につきましては、支給対象者が当初の見込みを下回ったことなどによりまして、40 億 5,000 万円余の減額となっております。

続きまして、「(4) 繰越明許費」についてでございます。繰越明許費として 34 億 2,000 万円余を計上してございます。これは主に、I C T 基盤整備のための校内 L A N 整備工事、県立学校施設のコンクリートブロック塀等改修工事などにつきまして、事業費を繰

り越す必要が生じたということでございます。

次に、「2 令和元年度高等学校等奨学金特別会計予算」についてでございます。貸付者数が見込みを下回ったことなどから、5,000万円余の減額を行うものでございます。

なお、3 ページ、4 ページには、項目別の歳出内訳を掲載してございます。

以上が今回追加提案いたしました教育委員会関係の議案でございます。教育委員会の関係課が確認をいたしまして、内容に問題がなく、同意することが適当であることから、教育長が臨時代理をし、2月25日付けで同意する旨の回答をしてございます。御承認のほどよろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いたします。

中村委員： 今回の御説明の中で、歳出の職員給与費40億強の減少は、支給対象者数が当初見込みを下回ったからということなのですが、これは40億円分だけ採用すべき職員が採用できなかったということですか。

江原総務課長： 具体的に申し上げますと、まず、支給対象者の平均給与単価と見込み人数の減、この二つによりまして、まず24億円余の減ということと、それから、今年度の退職者に関しまして若干増になっているということ、それから、共済費につきまして臨時的任用職員数の減に伴い、18億円余の減額となったところでございます。

中村委員： つまり採用難というか、職員の未充足というか、そういうところが表れているという大ざっぱに言えばそんな感じなのでしょう。

江原総務課長： 採用の減ということよりも、少し高めの数字を組ませていただいた職員給与につきまして実績が下回っているという実態がございまして。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり承認されました。

続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(13:52)

【非公開審議】

第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正及び広島県教育委員会訓令の制定について

広島県教育委員会規則の一部改正及び広島県教育委員会訓令の制定について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 教職員人事について

事務局及び学校等の定期人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:07)